

議案第54号

つくばみらい市都市農村交流施設条例の一部を改正する条例

つくばみらい市都市農村交流施設条例（平成20年つくばみらい市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とし、第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

第12条第2項中「第6条まで及び第8条から第11条」を「前条」に改め、同条を第10条とする。

第13条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条を第11条とする。

第14条を第12条とする。


第15条を削り、第16条を第13条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年8月30日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

建築基準法による建物の用途区分に基づき、施設の利用区分及び使用料等を見直すため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市都市農村交流施設条例(平成20年つくばみらい市条例第28号)新旧対照表

改正案	現行
(削る)	(使用料)
(削る)	<u>第7条 利用者は、交流施設の利用の許可を受けた場合は、別表に定める使用料を納めなければならない。</u>
(削る)	(使用料の還付)
(立入指示)	<u>第8条 納付された使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。</u>
第7条 (略)	<u>(1) 利用者の責めに帰さない事由により交流施設の利用ができないとき。</u>
(原状回復の義務)	<u>(2) 利用する日の5日前までに利用の取消しを申し出て、市長の承認を得たとき。</u>
第8条 (略)	(立入指示)
(損害賠償及び事故の責任)	第9条 (略)
第9条 (略)	(原状回復の義務)
(指定管理者による管理運営)	第10条 (略)
第10条 交流施設の管理運営は、地方自治法(昭和22年法律第67号)	(損害賠償及び事故の責任)
第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で市長が指定	第11条 (略)
するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。	(指定管理者による管理運営)
	<u>第12条 交流施設の管理運営は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</u>

2 前項の規定により交流施設の管理運営を指定管理者に行わせる場合は、第4条から前条 \_\_\_\_\_ までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。  
(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者は、交流施設の管理運営に関し、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) (略)

(削る)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(指定の期間)

第12条 (略)

(削る)

(委任)

第13条 (略)

2 前項の規定により交流施設の管理運営を指定管理者に行わせる場合は、第4条から第6条まで及び第8条から第11条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。  
(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、交流施設の管理運営に関し、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) (略)

(2) 利用料金の徴収及び還付に関する業務

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(指定の期間)

第14条 (略)

(利用料金)

第15条 第7条の規定にかかわらず、第12条第1項の規定により交流施設の管理運営を指定管理者に行わせる場合は、交流施設の利用者は、利用に係る料金を指定管理者に納めなければならない。

2 前項の利用料金は、別表で定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、交流施設の利用料金を免除することができる。

(委任)

第16条 (略)

(削る)

別表(第7条、第15条関係)

1 使用料

利用区分	利用時間	単位(条件)	使用料
時間利用	午前9時から午	1申請1時間につ	1,250円
	後9時まで		
宿泊利用	午後1時から翌	1人につき	5,000円
	日の午前11時ま		
営業を目的とする 写真・映画等の撮 影	午前9時から午 後9時まで	1時間につき	5,000円

備考

- 1 宿泊利用可能人員は、最大11人までとする。
- 2 宿泊利用可能人員に満たない場合は、原則としてほかの利用者の申込みを受け付けるものとする。